

解答 4 3

正解〔2〕

【解説 4 3】

- A 返品する場合であっても、海外へ返品する場合は、輸出になる。ふっ化ナトリウムは輸出令別表第1の3の項(1)に記載されているリスト規制品であるため、輸出許可証を取得することが必要である。(誤り)
- B 塩酸ジメチルアミン水溶液の濃度が30%丁度であれば、輸出許可証を取得することは不要である。30%を超える場合が規制対象になる。(正しい)
- C 青酸ソーダの名称は、リスト規制貨物の中に記載されていないが、シアン化ナトリウムの別名である。したがって、青酸ソーダを輸出する時は、輸出許可証を取得することが必要である。(誤り)
- D 当該不凍液は、輸出令別表第1の3の項(1)に記載されている30%を超えるトリエタノールを含んでいるが、個人的使用のため小売用の包装(瓶、缶、チューブ等に詰められたもの)にしたものは規制対象外になっている。したがって、輸出許可証を取得する必要はない。(正しい)
- E 輸出令別表第1の3の項(1)に記載されている化学物質を含む製品については、混合物が規制されており、ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィドは、10%を超える混合物が記載になっている。
このため、運用通達(7)(イ)②(注2)の「他の主要な要素となっているか否かについては、量、価格などを考慮して判断するものとする。混合されている貨物の価額が混合先の価額の10%を超えない場合、混合されている貨物は混合先の他の貨物の主要な要素となっていないと判断される。」は適用できないので、輸出許可証を取得することが必要である。(誤り)